

■第2回検討委員会意見及び意見聴取の対応・方針

No.	資料番号	ページ	項目	ご意見等	対応方針
1	資料4	P9 P10	商業フレーム 西原マリンパークの来場者数について	現在私は、うみそら公園や波の上ビーチなど4つの港湾施設の指定管理などを行っているが、推計値のきらきらビーチの「135万人」というのは、相当厳しいのではないかと思います。うみそら公園も約30万人、波の上ビーチも約18万人程度しか年間来場者がいない中で、この推計値は疑問である。仮に135万人という推計を基に計画を策定しても、計画を運営していくうえで支障とならないか。	①与那原町の施設(マリンタウン東浜公園)も含めた利用者であり、類似する宜野湾の海浜は現在約20万人、最大38万人の実績があり、同規模のキラキラビーチの海浜の利用者は約6万人で余力はあります。②他方、指摘の通り、現状の推計データは多少高めであり、MICE関連で海浜での集客施設、ホテル、および与那原町の施設も含まれており、それらを除いたデータで再推計、提示。
2	資料3	P6	○都市施設の方針 【道路交通体系に関する方針】	①新たな公共交通システム等の導入とは具体的に何を想定しているのですか。 ②国道与那原バイパスや県道浦添西原線の整備により、渋滞は緩和され所要時間も大幅に短縮されると思いますが、新交通システムの導入の必要性は何でしょうか。	①都市モルル延伸として想定。まちづくりと交通計画が連携した施策が必要であると考えており、今後、町交通基本計画・交通戦略等を検討する上で決めて行きたいと考えている。 ②交通空白地域を解消し、車を利用できない交通弱者(高齢者、障害者、児童など)の町内各エリア、公共施設等への移動の手段確保。また交通結節点(てだこ浦西駅・バスセンター用地)と接続し、自動車中心の生活スタイルから公共交通中心への転換を図る必要があると考えている。
3	資料4	P2	①建ぺい率60% 容積率200% ②公共用地率0.3	①住居系の建ぺい率、容積率の数値になっていると思いますが、商業系(例えば近隣商業地域 建ぺい率80%、容積率200・300%)を使用すべきではないでしょうか。 ②0.3の出展根拠は何ですか。	①将来の市街地における、建物の密度、高さ、敷地の状況、景観眺望を勘案し建ぺい率、容積率を抑えた計画としている。用途としては宿泊施設、商業施設が立地可能な第2種住居地域の誘導型を想定。 ②公共用地率0.3(30%)は、土地区画整理事業(西原西地区で33.44%、上原棚原地区で30.56%)を参考に30%と設定。
4	〃	P4	増加人口算定表	表の〇人/haの原単位の根拠は何ですか。	今回は一部改訂であることから、現行都市計画マスタープランの「想定人口密度」の数値を採用し、増加人口を算出。
5	〃	全般	必要土地面積の算定	必要土地面積の算定結果が、今回見直し区域(150ha)にどのように反映されていますか。用途別の面積を教えてください。	別紙資料で説明
6	資料3,4	全般	農業政策	町内でも有数の広い優良農地を見直すので、今後の農業政策をどうしていくのか取組が必要である。ファーマーズ計画もあるので生産者と連携した農業再建の施策が急がれる。	農政部局との調整(協議)において、都市計画マスタープランの構想及び公共事業による市街化の需要が高い地域「都市モルル駅周辺、幸地IC、役場周辺(中心核)、MICE施設周辺」を除いた農地で農業政策を展開していくこととしている。
7	〃	全般	工業用地拡大に伴う、既存集落への対策。	住・工分離のため工業用地に移転集約されることは望ましいと考えるが、工業用地拡大に伴う、小那覇、掛保久集落(住民生活)への影響等は対策が必要。	周辺の住宅地に対する公害の影響を考慮し、公園、道路などの地形・地物で明確にするとともに、地区計画や特別用途地区(都市計画での制限)により住環境に支障をきたさない土地利用を図ります。
8	〃	P6	道路交通体系に関する方針	「新たな公共交通システム等の導入」について、具体的にどう考えているのか。	NO.2で回答

■第2回検討委員会意見及び意見聴取の対応・方針

No.	資料番号	ページ	項目	ご意見等	対応方針
9	資料3	P19	4) 緑とオープンスペース、水環境に関する方針	街路樹についても追記してはどうかというご提案です。西原町の西側には斜面緑地を中心とした緑地が多くある印象を受けますが、臨海地域については緑が少ないことから、街路樹は緑環境として重要であると考えられます。しかし、現況の街路樹は環境に適していなかったり(小那覇マリンタウン線?のウメ/ほとんど枯れています。)、落葉樹(コバテイシ/落葉した時は緑陰が無い、落葉樹によるゴミ発生)が植栽されていたりと景観上、望ましい姿ではないよに感じています。MICE施設の供用に伴い、多くの方が来訪されることから、景観にも配慮した街路環境を整備する必要があると考えます。そのためには、環境に適した樹種選定及び景観に配慮した街路環境の計画づくりが必要であると考えます。	都市緑地法に基づく「緑の基本計画」の策定時に方針を定めていきたいと考えている。
10	〃	P19	4) 緑とオープンスペース、水環境に関する方針	「小波津川河岸整備においては、多自然型河川工法の導入……」とございますが、平成18年に国交省が「多自然川づくり基本方針」を定め、「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ展開されています。	文言を修正します。 (資料3参照)
11	〃	P19	4) 緑とオープンスペース、水環境に関する方針	小波津川においては、多自然型河川工法の導入、親水空間の確保、海浜資源を活用した空間づくり等に配慮とございますが、兼久川についても同様の対応が必要であると考えます。臨海地域に位置する小波津川、兼久川の両河川で多自然川づくりを行うことで、自然観光資源としての活用も将来的に期待できます。	兼久川の整備が具体化した時点で「多自然川づくり」として計画して行く。 (小波津川は事業中である)
12	資料3	P11	<交通体系> 公共交通について (文言の追加)	「新たな公共交通システム」などの文言は追加しなくていいの、P6の記載との関連できになりました。	【資料6】「P.16の分野別構想 3)交通体系に関する方針 ○沖縄都市モノレール」に 「都市拠点や各エリア間の移動を支援……交通環境の形成を図ります」を追記。
13	資料3	P6 P17	<シンボルロード>について P6…まちの中心核とマリンタウンを 連絡し…様々な人々の行きかう道 路 P17…地区レベル幹線道路	①シンボルロードについては国道、県道、町道等及びその区間を明確にしてほしい。 ※②無電柱化は景観や道路の有効上必要であり、是非シンボルロードのみならず全計画区域内で推進してほしい。	別紙資料で説明
14	資料3	P6	2) 地域別構想 ①平園、兼久(東崎)、与那城、美咲、我謝 ○土地利用の方針 【中心商業地(商業系ゾーン)】	アフターMICE等で観光客が地域内を周遊・消費できるような環境を創出するため、「中心商業地(商業系ゾーン)」の項目に以下のとおり、文言を追加してほしい。 ・小那覇交差点付近(旧西原町役場跡地含む)は中心商業地(商業系ゾーン)として位置づけ、まちの中心地として核的な商業機能の維持・拡充を図ります。 また、大型MICE施設利用者や周遊する観光客のための中心商業地としての機能を高め、観光消費を促進させます。	提案のとおり一部修正し追記します。 (資料6参照)

■第2回検討委員会意見及び意見聴取の対応・方針

No.	資料番号	ページ	項目	ご意見等	対応方針
15	資料3	P6	2)地域別構想 ①平園、兼久(東崎)、与邊城、美咲、我謝 ○土地利用の方針 【低・中層専用住宅地】	・今回の都市計画マスタープランの見直しでは、既成市街地において不適格建築物となっている民間事業者の移転等が求められており、スピード感をもった対応が求められる。 ・そのため、民間事業者に対し、用地取得(移転)費や建設資金の補助及び税制上の優遇等、効率的な移転促進に向けて村が積極的に支援する旨を明記した方が良いのではないかと。	文言を修正します。 (資料3参照)
16	資料3	P7	2)地域別構想 ②掛保久、小那覇 ○土地利用の方針 【工業地】		